

平成 29 年度第 1 回仙台市障害者自立支援協議会	
平成 29 年 5 月 17 日	資料 7

(仮称) 障害者相談支援体制あり方検討会の設置及び進め方について (案)

【設置背景】

第 4 期仙台市障害者福祉計画において仙台市障害者自立支援協議会（以下「市自立協」という。）による基幹相談支援センターの設置の必要性の検討が掲げられている。なお、平成 29 年 2 月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より、「地域共生社会」の実現に向けた当面の取組の改革工程が示され、国の動向を注視しながら、検討を進めていくことが求められている。

また、これまで、障害者相談支援体制整備を進めるなか、各々の機関が一定の役割を担ってきたが、複雑に関連・重複しており、全体の把握が難しくなっている。また、本市の障害者相談支援体制においては、地域からの期待の高まりに対して、十分に対応しきれていないという課題もある。

これらの状況を改善し、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、本市における望ましい障害者相談支援体制のあり方を検討し、実現に向けた当面の工程を示すことで、これまで以上に官民協働での取組を加速する必要性が高まっている。

【目的】

第 4 期仙台市障害者福祉計画に基づき、市自立協において基幹相談支援センター設置の必要性を含め、望ましい障害者相談支援体制のあり方を検討すること。

【到達目標】

「本市における望ましい障害者相談支援体制」を明らかにし、実現に向けた当面の工程を提示し、仙台市障害者施策推進協議会（以下「施策協」という。）に報告する。

併せて、関連する他分野からみた障害者相談支援体制の現状の把握と、既存の障害分野にとらわれない相談支援のあり方についても検討する。

【検討体制】

市自立協直下に「(仮称) 障害者相談支援体制あり方検討会」を設置し、公開を原則として検討を行う。

上半期は障害分野の委員（コアメンバー）にて望ましい障害者相談支援体制の検討を行い、下半期は関連する他分野の委員を加え、検討を深める。

【委員】

分 野		委 員	
障害	医師	精神科医	コ ア メ ン バ ー
	学識経験者	仙台市障害者自立支援協議会	
	委託相談支援事業所	委託相談支援事業所	
	指定相談支援事業者	指定特定相談支援事業者	
	障害当事者	障害当事者	
	専門相談機関	障害者総合支援センター	
	区障害高齢課	区障害高齢課	

※ 下半期には、高齢・教育・母子・医療・生活困窮等，関連する他分野の委員を加え，検討する予定

【スケジュール】

時期	会議体	検討内容
5/17	本会①	検討会設置及び今年度の活動の了承
5/25	施策協	検討会設置及び今年度の活動の説明
6/15	検討会①	国の動向の共有（「我が事・丸ごと地域共生社会本部」の動き等） 本市の相談支援体制の現状及び課題の共有 望ましい相談支援体制の方向性のアイデアだし
7/20	検討会②	「本市における望ましい相談支援体制」のあり方検討① ・ 検討会①の結果を踏まえ，望ましい相談支援体制について協議
8/24	検討会③	「本市における望ましい相談支援体制」のあり方検討② ・ 検討会②で出された意見を元に「本市における望ましい相談支援体制」の再協議 ・ 当面の工程の提示 ・ 下半期の到達目標を共有
10月 上旬	報告	施策協に報告
3回程度		関連する他分野の委員を含め、障害分野に期待すること、上半期の検討してきた内容にて不足する視点等の検討を行う。
3/14	本会②	検討会の成果報告及び平成30年度の実施の方向性について